

第4回民俗資料収集・保存方針等検討委員会 【議事録】

1. 日時・場所

令和7年10月24日(金) 10:00~12:00 奈良県立民俗博物館内会議室

2. 出席者

(民俗資料収集・保存方針等検討委員会委員)

国立民族学博物館教授 日高委員長

鳥取県立博物館主幹学芸員 樫村委員

国立歴史民俗博物館外来研究員 川邊委員(オンライン)

大阪経済大学経済学部教授 下山委員

京都芸術大学名誉教授 伊達委員

(奈良県)

古川民俗博物館長

杉村文化財課長

事務局(奈良県文化財課、民俗博物館)

3. 第4回検討委員会の公開非公開について

委員長より、会議を自由闊達な意見交換とすべきことから傍聴なしとしたこと、議事内容は発言者及び発言趣旨のわかる議事録を作成、公開することについて説明。

決定について各委員異議なし。

4. 事務局からの説明(民俗資料収集・保存等方針について)

第3回検討委員会の各委員の意見を踏まえ、再検討した方針となっている。

主な修正点は、下記のとおり。

(収集に関する方針)

- ・伊達委員の意見を踏まえ、奈良県の地域性及び歴史性が認めがたい資料は収集しない主旨の文言を追記。(第3条第5項)

(保存に関する方針)

- ・各委員からの意見を踏まえ、配架方法や収蔵環境を最大限工夫する、収蔵能力、保存環境の向上に努めるという主旨の文言に修正。(第4条第3項)

(除籍に関する方針)

- ・伊達委員、樫村委員から、民俗資料は同種同等のものを集めることに価値があるため、同種同等をもって除籍することは不適切との意見を踏まえ、奈良県の地域性及び歴史性が認めがたい同種同等のものが多数ある資料を除籍候補から削除。(第6条第2項)
- ・伊達委員、樫村委員から、民俗博物館にすでに収蔵されている資料は奈良県で収集された

ものとわかっており、収集地の情報が欠如していることをもって廃棄することは、大量廃棄に繋がる危険性があることから、寄贈者や収集地の情報が欠如していることをもって除籍することは不適切との意見を踏まえ、寄贈者又は収集地の情報が欠如しており、将来的にも情報を得られる見込みがないと認められる資料を除籍候補から削除。(第6条第2項)

- ・日高委員長からの「その他、民俗博物館で収蔵することが適当でない認められる資料」という規定は何でも対象になりえるとの意見を踏まえて削除。(第6条第2項)
- ・伊達委員、檜村委員の意見を踏まえ、譲渡先は収集地を優先し、原則県内とする主旨の項を追加。(第6条第4項)
- ・その他、文言の微修正

5. 民俗資料収集・保存等方針について委員からの主な意見等

○共通基本方針(第2条第2項)の、「民俗博物館は、持続可能な運営を目指し、民俗資料の適切な収集、保存、積極的な活用を行う。」について、「除籍」の文言を入れるかどうか。
(下山委員)

⇒除籍は最終手段のため、基本方針の規定には「除籍」の文言を入れずに現行案のままとする
ことで決定

○除籍に関する方針(第6条第1項)の、民俗博物館は、適正な資料構成の維持をするという箇所の、「適正」の文言について、共通基本方針では「適切」という文言を使っている。文言を統一した方がよいのではないか。(下山委員)

→「適正」の文言について、色々な状況下で色々な判断をするという意味で「適切」に変更した方が良い。(日高委員長)

⇒「適正」を「適切」に変更することで決定

○今までの議論が反映されて、良い方針となってきたが、「除籍」については除籍マニュアルと内容が重複するため、方針では「別途マニュアルで定める」としてもいいのではないか。(檜村委員)

→「方針」は「マニュアル」の上位にくる規程であり、方針とマニュアルで文言が重複するとしても、マニュアルは上位規程の方針に沿って規定されるべきという意味で、記載しておくべき。(日高委員長)

→当初は「除籍」の部分が目立つと考えていたが、方針で「除籍」をしっかり定めておくという意味でも、「除籍」についても方針で定めておくという委員長意見に賛同。(川邊委員)

<事務局:文化財課>

除籍については、安易な廃棄を防ぐため、方針に丁寧に記載しておくべきと考えている。

⇒原案どおり、「除籍」についても方針で定めておくことで決定

6. 事務局からの説明(資料除籍マニュアルについて)

第3回検討委員会の各委員の意見を踏まえ、検討したマニュアルとなっている。

主な修正点は、下記のとおり。

(基本方針)

- ・県内市町村等との協力内容として、意見交換、情報共有及び譲渡協力することを追記。
- ・方針に合わせて、譲渡先は収集地を優先し、原則県内とするという項を追記。

(除籍候補基準)

- ・方針に合わせて、関連する文言を削除。
- ・安易な廃棄にならないよう、譲渡の候補とする資料は、民俗博物館コレクション資料基準に該当しない資料であるという主旨の文言を追記。
- ・その他、文言の微修正。

(除籍の手続き)

- ・除籍候補を決めてから、譲渡と廃棄に区分するという流れに手順を再構成。
- ・手続きの起点を示すため、定期的な資料の点検及び調査の結果を踏まえて、館長の指示により学芸員が行うという主旨に修正。また、除籍候補資料の選定を行う学芸員について、「複数の学芸員」から「館内の学芸員全員」に変更。
- ・館内学芸員による除籍候補資料選定において、より専門的な知見から慎重に選定を行うことを趣旨として、外部アドバイザーからの意見聴取するという仕組みを導入。
- ・譲渡先の探索において、市町村等との協力を追記。
- ・原則、県内施設への譲渡とすることから、譲渡先の優先順序を入れ替え。
- ・その他、文言等の微修正。

7. 資料除籍マニュアルについて委員からの主な意見等

○除籍判断の起点及び責任は館長ということになるのか。(伊達委員)

<事務局:民俗博物館>

館長は知事からの委任を受けて、博物館運営の責任者となっており、除籍の起点も責任も館長ということになる。

○除籍について運営協議会に諮るということで、年によっては除籍なしということも運営協議会に報告としてもよいかもしれない。(檜村委員)

○譲渡の優先順位における文言について、「譲渡の希望」を「受け入れ希望」若しくは「譲受希望」としてはどうか。また、県外施設及び個人へ譲渡する場合も、県内へ譲渡する場合と同様に、優先順位の順序を記載してはどうか。(川邊委員)

○外部アドバイザーからの意見聴取という仕組みに関連して、民俗博物館は本庁(文化財課)とも連携を強化していくべき。(日高委員長)

→除籍の手続きに伴い、主管課等に適宜確認、報告する主旨の文言が追記されたことは良い

と思う。(樫村委員)

→除籍候補資料の選定について、学芸員全員で行うとのことだが、民俗博物館では専門の違う学芸員が3名しかおらず、その内訳は、正職員が1名のみで、他の2名は有期職員ということであり、有期職員に選定させるのは荷が重いのではないか。(樫村委員)

→学芸員が少ないから、外部のアドバイザーを入れるという考えではないか。(日高委員長)

<事務局:民俗博物館>

委員長のご指摘のとおり。外部のアドバイザーに加え、本庁専門職の意見も聴取しながら進めていきたい。

→案として、除籍検討ワーキンググループで行うなどして、学芸員だけでなく他職員や外部の方も入れていてもよいのではないか。(樫村委員)

→学芸員だけでなく、責任のある立場の人間(民俗博物館管理職)がタスクフォースをハンドリングしていき、館長に答申するという流れがよいのではないか(日高委員長)。

<事務局:文化財課>

「館内の学芸員全員が行う」を、「学芸課長及び学芸員全員、その他必要な職員で構成するチームで行う。」としてはどうか。

→表現はそれで良いと考える。(日高委員長)

○除籍後に譲渡か廃棄だけではなく、活用資料の分類も除籍候補の項目としてマニュアルに入れてはどうか。活用資料は、体験学習等で積極的に活用し、消耗利用していくので、登録資料と比べて保存レベルを下げていくことになる。そのため、活用資料は、登録資料のカテゴリーから基本的に外すという制度設計はどうか。

体験学習等で消耗した活用資料は、廃棄する段階ではすでに壊れているため、資料としての価値はなくなったとして廃棄の判断になっていく。(日高委員長)

<事務局:文化財課>

活用資料という分類は、まだ除籍されていないという段階か。

→現在は除籍後の選択肢が譲渡か廃棄かの2つしかないが、活用という選択肢を増やすという考え方。保存を前提とした活用となると、活用により消耗していく資料に、文化的価値を保つ修理をずっとしていかなければならなくなる。除籍候補の項目の中に、体験学習等で活用するための、保存を前提としない資料というカテゴリーを作る。そのことを見据えた制度設計をすると、あらためて資料のカテゴリーを考え、整理をする必要がある。(日高委員長)

<事務局:民俗博物館>

活用資料というカテゴリーを作成することで、ハンズオン(※)で貸し出している資料を活用資料とすることへの確認や、保存しない資料として受入が増加する可能性も考慮する必要がある。

(※)体験学習等で資料を実際に手に触れること。

→今までルールが明確になっていなかったハンズオンの資料について、後追いでも整理したカテゴリーに追加して活用しながら管理する必要があるだろう。

資料の受入については、収集基準に基づき、活用可能かを検討した上で、受け入れるか拒む

かを博物館として判断する必要がある。(日高委員長)

<事務局:文化財課>

保存に関する方針(第4条第2項)や活用に関する方針(第5条第3項)で述べている「収蔵資料」というカテゴリから除籍するのが「除籍」であり、活用資料については「収蔵資料」ではないという認識で良いか。

→その認識である。(日高委員長)

→活用資料のカテゴリを作るという委員長意見に賛同。保存と廃棄の中間として活用資料とすることで、廃棄する資料を減らせることや、教育普及や学習支援のための役割を担う資料の層を厚くすることができる。活用資料のカテゴリを作るなら、除籍候補基準の「教育普及が困難であり」の文言との整合がとれないため、文言修正が必要。(樫村委員)

→活用資料として、再度除籍候補に挙がることはあり得るのか。(下山委員)

→ない。破損等が進み、教育普及等での活用の役割を終えたら、廃棄ということになる。(日高委員長)

→民俗資料の収集について、すべてを受け入れた時代もあったが、今は取捨選択をしている館がほとんどだと思う。教育普及に活用される資料は、誰にでも触られる前提であり、保存環境をあまり気にしなくてもよい。これから収集するものについては、活用資料に回すかもしれない旨を確認すればよいのではないか。(伊達委員)

→損傷等が全くなくても活用資料と位置づければ、除籍候補に上がってくる。(樫村委員)

→除籍というのは、登録された資料に対してのもの。活用資料は登録から外れた消耗品となる。(伊達委員)

○除籍候補基準(第3条)について、「安易な廃棄を防ぎ、よりよい博物館運営のために作成された民俗博物館コレクション資料基準に該当しない資料を譲渡の候補とする。」の文言の意図は何か。(川邊委員)

<事務局:民俗博物館>

資料の譲渡先が見つからない場合は廃棄対象になるため、選定に慎重を付す趣旨。出来るだけ除籍候補基準を限定した上で、更に外部アドバイザーや運営協議会で何段階も議論を重ねて除籍候補を決定するが、博物館で役割を失ったと決定された除籍候補資料が、譲渡先が見つからないことから改めて保存となれば、よりよい博物館運営を目指す上で支障となる。ここ10年以上も収蔵庫の課題に対して何も示すことが出来なかったことに対して、1歩でも進むために、この文言を記載した。

→除籍であっても、安易な廃棄を防ぐという前提であることをここで明確に示しており、博物館としてどうしても廃棄の決断をしなければいけない場面で、後世にメッセージとして示しておきたいという博物館の意図として理解できた。(日高委員長)

8. その他

委員長が民俗博物館の資料廃棄を推進しているという噂が出回っているが、全くの事実誤認である旨、改めて委員長より各委員へ説明。

9. 次回検討委員会の傍聴について

一定、議論が成熟していることから、傍聴ありの方向で検討